

てを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(会計課長 町田光輝君登壇)

○会計課長(町田光輝君) 御指名をいただきましたので、議案第八十七号 平成元年度福生市下水道事業会計歳入歳出決算につきまして、御説明を申し上げます。

決算書の二八三ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは、歳入から御説明を申し上げます。

まず、歳入の予算総額は二十六億二千八百万円に對しまして、収入済額は二十六億二千八百九十円でございます。収入率は九九・七%でございます。また、収入の未済額一千八百二十七万五千六百二十円につきましては、下の川の改修事業の繰越明許費の財源が主なものでございます。

次に、歳入の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第一款の分担金及び負担金の収入済額は五千九百六十二万六千九百九十円でございます。これは下の川の改修事業の道路負担金及び下水道事業受益者負担金収入でございます。

次に、第二款の使用料及び手数料の収入済額は六億二百八十四万五千五百九十九円でございます。これは、下水道の使用料収入でございます。前年度と比較をいたしまして一億二千七百二十万五千九百二十五円、二六・七%の増となっておりますが、これは使用料料金の改定によるものでございます。また、徴収率は、全体で九八・九%となっております。

次に、第三款国庫支出金の収入済額は三億六千八百五十四万五千三百二十三円でございます。このうち、国庫負担金収入が一千二十四万一千円でございまして、これは流域下水道防衛施設分の負担金でございます。

同じく国庫補助金収入でございますが、三億五千八百三十万四千三百二十三円でございます。これは、下の川の改修事業及び下水道の管渠埋設費の補助金でございます。また、収入の未済額につきましては、下の川の改修事業の繰越明許費の財源でございます。

続きまして、第四款都支出金の収入済額は一千四百七十一万円でございます。これは、管渠埋設の都の補助金でございます。

続きまして、第五款の繰入金の収入済額は予算額と同額の九億一千万円でございまして、これは一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、第六款の繰越金の収入済額は三千五十二万二千七百三十四円でございまして、これは、前年度からの繰越金でございます。

次に、第七款諸収入の収入済額は七百七十四万七千八百八十四円でございます。主な収入としましては、水洗便所の改造資金貸付元金の収入及び預金の利子でございます。

続きまして、第八款市債の収入済額は六億二千七百十萬円でございます。内訳としまして、公共下水道の事業債が五億三千四百四十万円、流域の下水道の事業債が九千五百七十萬円でございます。また、市債の年度末の現在高は九十九億二千六百十四万八千三百四十三円でございます。このうち、公共下水道の事業債が九十億八千五十一万七千九十二円、流域の下水道の事業債が八億四千五百六十三万一千五百一十一円でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出の御説明を申し上げます。

二八五ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳出の予算総額は二十六億二千八百万円に對しまして、支出済額は二十五億九千二百九十四万四千四百九十五円でございます。執行率は九八・七%でございます。

内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず、第一款の総務費の支出済額は五億六千三百七十八万三千九百三十三円でございます。主な支出といたしましては、職員の人件費が九千二十四万六千二百十四円、多摩川上流域下水道維持管理負担金三億六千三百三十四万六千二百十八円、使用料の徴収費が六千六百二十二万九千八百五十五円でございます。

次に、第二款事業費の支出済額は十一億三千三百十万二千八十四円でございます。主な支出といたしま

しては、管渠新設の改良事業費といたしまして六億三千九百六十二万一千七百四十四円、下の川の改修事業費三億三千七百二十五万九千七百二十三円、多摩川上流流域下水道の建設事業負担金一億一千九百九十八万九千三百二十一円でございます。

また、繰越明許費一千四百八十三万三千円につきましては、下の川の改修事業費でございます。

次に、第三款の公債費の支出済額は八億九千六百五十九万九千三百十八円でございます。内容につきましては、公共下水道の事業債の償還金が二億六千二百八十八万九千四百八十円、その金利分といたしまして六億七百六十一万二千三百五十五円でございます。それと、下水道事業会計の所属現金に不足を生じたため、その繰りかえの運用金の金利分といたしまして四十二万一千九百十七円でございます。

第四款の予備費につきましては、支出済額はゼロ円でございます。

第一款から第四款までの支出済額の合計額は二十五億九千二百九十四万四千四百九十五円でございます。したがって、歳入歳出差引残額は二千八百十四万六千三百九十五円でございます。なお、この差引残額の中に繰越明許費として的一般財源が二百九十六万七千円が含まれております。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、慎重御審議をいただきまして、原案のとおり御認定くださるようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 指田保雄君登壇）

○監査委員（指田保雄君） 御指名をいただきましたので、議案第八十七号 平成元年度福生市下水道事業会計決算審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

内容につきましては、意見書五〇ページから五二ページのとおりでございます。

当決算につきましては、関係法令の規定に従い作成されており、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し審査を行いました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められます。

なお、当市の下水道事業の現状は、下水道施設維持管理を初めとして、雨水排水整備事業が中心に行われているところであります。また、歳入における増額の主なものは、下水道使用料の改正に伴う伸び、並

びに下の川改修事業にかかわる国庫補助金と市債等でございます。歳出では管渠新設改良事業費並びに下の川改修事業費等が増額の主なものとなっております。

なお、今後の問題として水洗化の促進と不明水対策に、より一層の努力をお願い申し上げ、審査報告といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 三点ほどお聞きしたいと思います。

一つは、例年お聞きしておりますので、そうした数字等はお手元に準備されているかと思いますが、一つは、この年度が下水道料金の値上げが行われた最初の年だと思えますが、その増収分、自然増収等もあるかと思いますが、主に料金値上げによる増収分がおおよそ幾らぐらいの金額なのか。その点を一つ。

次に、下水道使用料条例の二条二項に関連してでありますけれども、これも、基地のいわゆる住宅戸数を、ひとつ参考まで教えていただきたいと思います。西側、武蔵野。それから、同じくその住宅戸数と排水量、西側、武蔵野側の排水量。同時に、これはどういう形になりますか。私どもはいわゆる大口、小口の扱いによる減額、サービス分だというふうに言っておりますけれども、その料金についてお聞かせいただければと思います。

それから、同時にこの二条二項に関連いたしまして、市民の方の二条二項の適用されている戸数と、その戸数にかかわる減額されている金額、そういう点についてお聞かせいただきたいということです。○建設部長（小野光朗君） それでは、松山議員さんの御質問の基地関係のことでございますけれども、御答弁申し上げます。

まず、平成二年の四月に下水道の使用料を改定させていただいたわけですが、これも実態を見ますと、自然増というのでしょうか、人口とかの伸びもあるし、またアップ分というのがあるのでございますけれども、調定額で申しますと、約一億二千四百三万五千円、単純計算でございますけれども、前年度との間では伸びてございます。これは、その他、自然増とかアップ分を含めてでございます。

なかなか細かく出ませんので、単純計算で出しております。

それから、二条二項の関係でございすけれども、まず、平成二年三月ですか、平成元年度末でございすけれども、西住宅地区が五百二十一戸でございす。それから、武蔵野地区が五百七十戸でございまして、千九十一戸というふうになってございす。それで、この排水量でございすけれども、西住宅地区が三十八万九千九百六十一立方メートル、それから、武蔵野地区が百十五万三千八百三十五立方メートルで、百五十三万三千九百三十一立方メートルでございす。

それと、あと大口の場合と住宅扱いにしたということとでございすけれども、差額といたしましては、住宅扱いすることによっての減額ということにつきましては三千七百七十三万八千九百九十円ぐらいを見込んでございす。

市民の共同住宅扱いでございすけれども、申請件数は四十八件ございまして、供用開始が現在四十五件でございまして、この件での減額分というのでございすでしょうか、小口扱いということになりますので五百二十万一千二百五十円というふうなことでございす。以上でございす。

○十一番（松山 清君） まず第一点目の、いわゆる下水道料金の値上げによる増収分は、自然増収も含めて約一億二千四百万円ということですね。いいでしょう、そのぐらい。自然増収分も含めてということも含めてでも、しかし、下水道料金の値上げによって、それだけ増収になったというふうなわけでありす。それはわかりました。

それから、毎年お聞きしているわけですが、下水道使用料条項の二条二項に関連しての問題なのですけれども、そうしますと、昨年で言えば、この二条二項の適用によって三千二百十二万九千六百九十円が減額になった。それが、料金の改定によって、さらにその減額分がふえて三千七百七十三万円。ですから、この料金改定のときにも指摘したわけですが、決算でもはつきりしておりますように、より一層基地に対するサービスをこの値上げによって多くふやしているということが、はつきり決算的な数字で出ているわけです。その点は指摘しておきたいと思ひます。

それからもう一つは、市民の方の二条二項の関係なのですけれども、これはもうちょっと説明していた

だきたいのです。昨年は五十一件あるうちの四十七件が、この適用になって、二百三十二万八千二百四十円だと。それが、ことは四十八件のうち四十五件が適用になって五百二十万一千円だということなのですけれども、いろいろ取り壊しや新たなものができたとか、その辺の動きというのは幾らかあるわけですが、けれども、何かちょっとこの数字でいくとよくわからない。大体こういう共同住宅が新たにつくられたというケースはあるのかないのか。大体減っていく傾向にあると思うのですけれども、どうなのでしょう。数字の上では四十七件から四十五件。しかし、それは純然たる減るものだけで、ふえるというのはないのかどうか。その辺もちょっと確認しておきたいと思ひます。

○建設部長（小野光朗君） 共同住宅扱いでございすけれども、四十八件の申請があつて、結局前年より建てかえ等があつて減少になっているというふうな実態がございす。

あと金額面につきましてはふえていますのは、料金改定等がございましたので、その分に見合つて増加してきたのではないかと思ひます。以上でございす。

○十一番（松山 清君） 最後にありますけれども、一つ結論的に言えることは、市の同じ条例を使って二条二項の条例の適用によって、基地側は三千七百七十八万円の減額になる。一方、本来福生市の主人公であるべき市民の側は五百二十万一千円の減額だ。この条例適用がだれのためにあるかというのは、再三指摘しているところでございすけれども、はつきりしているわけです。これは、今の部長の前の前の方からずっと歴史的なものなのですけれども、こういうことが、今日のこの世の中でもまかり通つていふことが、大変不合理な条例が福生市には存在しているということなのです。さらに申し上げておきたいのは、こうした二条二項の適用がなくとも、水道の方の共同住宅扱いで、何ら市民の方はサービスを受けられないというのではないわけですから。この二条二項をなくしてしまつても、市民の方の五百二十万一千円というのは、ちゃんと受けられるという保障、権利があるわけですから。

ですから、これほど矛盾に満ちた条例というのは、余り日本中探してもないわけで、この辺だけは申し上げておきたいと思ひます。

それからもうひとつすっきりしないのは、この市民の方の共同住宅扱いのケースなのですが、これは今

すぐ出るかどうか分かりませんが、例えば事務報告書の五二四ページでは、水道の方の共同住宅扱いは四十六件だというふうになっているわけですが、この数字、大した数の違いではないのですけれども、今すぐこの説明ができればやっていただきたい。水道の方の給水住宅の共同住宅扱いは四十六件、この辺の数のわずかな違いですけれども、その辺はもしかれば教えていただきたい。また、今の時点でなければ、また後日お聞かせいただければと思うのです。その点だけ。

○建設部長（小野光朗君） 今、ちょっと手元に資料がないので、また次の何かの機会のときに御答弁申し上げます。

○十一番（松山 清君） それでは、共同住宅、この事務報告書の関連でのその数の違いは、これはいろいろ規定の違いがあるのかもしれませんが、その点だけ後で教えていただきたい。要望しておきます。それから、前々から申し上げているように、こうした基地に大サービスをするような下水道使用料会計になっている決算について、当然賛成できないということだけは申し上げておきたいと思っています。

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十七号は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十七号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま建設委員会に付託いたしました議案第八十七号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十七号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第二十六 議案第八十八号 平成元年度福生市受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（会計課長 町田光輝君登壇）

○会計課長（町田光輝君） 御指名をいただきましたので、議案第八十八号 平成元年度福生市受託水道事業会計歳入歳出決算につきまして、御説明を申し上げます。

決算書の三ページをお開きいただきたいと思います。存じます。

それでは、歳入から御説明を申し上げます。

歳入の予算総額は七億五千三百三十四万八千円に對しまして、収入済額は七億四百四十六万六千三百七十二円でございます。収入率は九三・五％でございます。内訳としましては、管理収入が六億二千六百七十九万三千六百六十円、建設工事収入が七千七百六十七万三千二百十二円でございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

歳出の予算総額七億五千三百三十四万八千円に對しまして、支出済額は七億四百四十六万六千三百七十二円で、執行率は九三・五％でございます。

まず、受託水道事業費の内訳でございますが、水道管理費が六億二千六百七十九万三千六百六十円でございます。主な支出といたしましては、職員人件費が二億四百五十八万八千六百九十五円、工事請負費が三億一千九百八十九万八千二百五十八円、動力費が四千六百七十九万六千二百二十円でございます。

次に、建設改良費につきましては、支出済額は七千七百六十七万三千二百十二円で、その主な支出といたしましては、水道施設の改良工事請負費八百十八万八千五百円、排水管新設工事請負費等六千四百八千四百七十円でございます。

支出済額の合計額は七億四百四十六万六千三百七十二円でございます。収入済額と同額でございます。したがって、歳入歳出差引残額はゼロでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、慎重御審議をいただきまして、原案のとおり御認定くださるようお願いを申し上げます、説明といたします。

○議長（仲村清信君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 指田保雄君登壇）

○監査委員（指田保雄君） 御指名をいただきましたので、議案第八十八号 平成元年度福生市受託水道事業会計決算審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元の意見書五二ページから五三ページのところでございます。当決算につきましては、関係法令の規定に従い作成されており、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合し審査を行いました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められます。

なお、今後とも施設の改良整備を図り、安定給水により一層の御努力をお願い申し上げ、審査報告といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十八号は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十八号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま建設委員会に付託いたしました議案第八十八号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十八号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 三時三十分まで休憩いたします。

午後三時 十九分 休憩

~~~~~

午後三時三十一分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二十七 議案第八十九号 福生駅西口ギャラリ（仮称）新築工事請負契約を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第八十九号 福生駅西口ギャラリ（仮称）新築工事請負契約につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明を申し上げます。本件は教育文化、産業等の振興を図るため、福生駅西口ギャラリ（仮称）新築工事を施工しようとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御同意を得るべく御提案申し上げます。たものでございます。

まず最初に、当該工事の概要につきまして、御説明申し上げます。

本工事は鉄骨づくり四階建てでございます。一階はピロティで、展示室は二階から四階までの部分で、面積百四十七・八四平方メートルでございます。また、二階及び四階に管理者室を、三階に湯沸かし室を設置し、通路といたしまして一階から四階までの階段室、また二階自由通路からの出入り口部分の施工等がございます。これらを含む延べ床面積は三百十六平方メートルでございます。

次に、契約関係でございますが、本議案に記載してございますように、契約の目的が福生駅西口ギャラリー（仮称）新築工事で、契約の方法といたしましては指名競争入札による契約でございます。契約の金額は一億五千九百八十五万六千円でございまして、この金額は消費税四百六十五万六千円が含まれたものでございます。本件の入札経過につきましては、裏面に添付してございます資料のとおりでございますので、御参考に供していただきたいと思います。次に、工期でございますが、契約の確定の日から平成三年三月二十八日までとなっております。契約の相手方は、東京都千代田区三崎町二丁目五番三号、鉄建建設株式会社、代表取締役、高橋浩二でございます。

なお、本工事の施工管理につきましては、本工事の実施設計を委託しました株式会社、多摩建築設計事務所と委託契約をいたす予定でございます。

以上、まことに雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御同意いただきますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番（遠藤洋一君） 西口ギャラリーということで、市民の皆さんの美術の鑑賞のためには大変に重要なものだと思いますけれども、四階建てで三百十六平方メートルということで、一応本会議でもお聞きしておきたいと思いますが、例えば駅舎新設の折には、やはり障害を持った人のための補助施設、リフトなりエレベーターなりということの設置については、私どもの会派といたしましても、そういう要求をずっとしてきたわけで、現実には今のところは、駅舎においては車いすでの出入りというのは、人手を頼らざるを得ないという形にはなっているのです。

このギャラリーにおきましては、そういった障害を持った方や車いすの方やお年寄りも含めて、皆さんがギャラリーを経験なさることが望ましいと思いますけれども、そういったことに関します配慮というのは、どのようになっているかということをお伺いしておきたいと思ひます。

○建設部長（小野光朗君） それでは、遠藤議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

まず、当初での構想の段階でございますけれども、その当時、確かにそういう御意見等も、一部あったように聞き及んでおりますけれども、なかなかその当時、ギャラリーという発想は出ていなかったというのが、事務局の方であったと思ひますし、また、財政面あるいはあれを東西口ですか、自由通路をつくる段階の中で、そこまで持っていく能力がなかったというのも事実ではないかと思ひます。また、その後の時代的な変化の中でこういうふうなものについての、市民の要望等が出てきたということの中で決定されていったというふうに思っているわけでございます。

それと、この面積が三百十六平方メートルということでもってございまして、建築面積が八十二平方メートルということでございます。四階建てということで、なかなか建築基準法の関係から、やはり階段とか避難口というのはどうしてもつくらなければならないということ、今回はそういう身体障害者の面につきましては、配慮というのは考えてはいたのでございますけれども、ちょっと現実には難しいというところで、このような設計になったわけでございますので、御了承いただきたいと思います。

○十三番（遠藤洋一君） あまりむだな質問をさせてほしくないですね。何度も同じこと言うのいやなだけども。何を聞いていたのかよくわからないな。

いいですか。聞いたことは、最初の駅舎のことは、私は聞いていないのです。小野さんよろしいですか。そのことは、もう解決したというのか、終わった話なので、つまり、次にこういうギャラリーをつくる時に、どういう配慮をしたのですかと聞いたのです。そうしたら、つまり私が知りたかったのは、例えば配慮をしようと計画をしたけれども、面積の関係でそういったものの実際の物理的、つまりハードなことではできなかったということがわかればいいのであって、だから、あなたにもう聞いてもしようがないのですが、どういう配慮をするおつもりですかということをお伺いしているわけです。つまり、実際にこのスペースでは、エレベーターは設置が難しからうという感じはするのです。八十平方メートルでは、本当に狭いところで、それから、今、小野部長が言ったとおり階段つくらなければならない。当たり前で、階段がなかったらだれが上れるかというのがあるのですが、そういうときに、皆さんがどんな方でも利用できるような形での、市としての配慮というのは、ギャラリーなんかつくるときには、やはり必要だろうとい

う気がするし、先日も総務委員会で視察に行ったときに、最初の視察予定ではなかったのですけれども、遠野市で、たしか日本の詩歌の博物館みたいなどころに行つたのです。そのときも、階段にリフトが併設されていて、総務委員の皆さんと見てこういう方法、例えばエレベーターだけつくるのではなくて、階段のところから、現実には財政面、能力というの、これは駅の話でしようから、今度のときに考慮したとすれば、実際はできなかったけれども、そういった考慮についてはどういふふうにお考えですかということを伺っているわけです。だから、答弁のときに、ちゃんと聞いていただきたいと思うのです。どういふことを聞いているかを。三回ぐらゐしか質問できないのですから、よろしく願ひいたします。

○教育次長（矢崎茂夫君） 実に変更の計画を御提案申し上げたときに、総務委員会の方で、私の方でその辺について御答弁申し上げたわけでございます。今、遠藤議員さんがおっしゃるとおり、私も先日、詩歌のその建物を見たときに、ああいった施設があるのだなということを実感して視察をさせていただきました。しかしながら、今回の西口ギャラリーにつきましましては、建物が非常に狭いということ、今、議員さんがおっしゃったように階段、非常口をとらなければならぬ。そういった条件の中で、障害者をどうするか、そういった方が来たときはどうするかということでございます。

したがしまして、そういう施設がございませんので、今後、管理運営を市長の方から教育委員会の方に補助執行をゆだねられると思います。したがしまして、その中で教育委員会の方で管理する場合においては、どうしてもそういった面を配慮するについては、人的な面でどうしても配慮していかなければならぬ。いだらうというふうに考えているところでございます。今後この管理運営につきましましては、現段階では高齢者事業団とかそういった方々に委託をしまして、警備関係をお願いするとか、あるいは展示団体の皆様方に御協力をいただいて、当日おいでになる市民の方々にお手伝いするとかそういった形で、いずれにしましても、人的な面で何らかの形で援助していかなければならないと思います。

したがしまして、そういった点を配慮しまして、今後この管理運営を考えるとときに、条例制定から始まりまして、いろいろ管理運営面を考えるわけですが、人的な面で何とかそういった方に御不便をか

けないように、いろいろ予算面でも配慮していきたいというふうに考えております。

○十三番（遠藤洋一君） 実際の建物でスペース上無理だということであれば、ぜひ人的配慮ということをお願いしたいと思いますし、当然、設計段階ではそういうことをお考えでしょうから、例えば階段の幅であるとか、それから傾斜であるとかというのは、当然考えているというふうに思いますので、そのところではぜひ、せっかくの新しい企画ですから、どなたでも行けるような形を、市は配慮したのだぞという姿勢が必要ではないかと思ひます。以上で終わります。

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十九号について採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十九号は、原案のとおり同意されました。

○議長（仲村清信君） 日程第二十八 議案第九十号 福生市固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） 御指名をいただきましたので、議案第九十号 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

福生市固定資産評価審査委員会のうち、堀田晴二氏は、平成二年九月三十日をもちまして任期満了でございます。堀田晴二氏におきましては、二期六年間、委員として熱心に税務行政に取り組まれ御活躍されておりますため、再度御就任をいただくよう考えておりますので、本日、議案として御同意方、御提案を申し上げます。

堀田晴二氏の履歴につきましては、お手元の資料のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

何とぞ、慎重御審議をいただきまして、御同意方いただきますようお願いを申し上げまして、説明にかえさせていただきます。以上でございます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

○これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

○これより議案第九十号について採決いたします。

○お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

○議長（仲村清信君） （「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十号は、原案のとおり同意されました。

○議長（仲村清信君）

○議長（仲村清信君） 日程第二十九 議案第九十一号 福生市固定資産評価審査委員会の選任についてを議題といたします。

○本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（石川彌八郎君） （市長 石川彌八郎君登壇）

委員の選任につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

福生市固定資産評価審査委員会のうち、石川泰一氏は、平成二年九月三十日をもちまして任期満了でございます。石川泰一氏におきましては、一期三年間、委員として熱心に税務行政に取り組まれ御活躍されておりますため、再度御就任をいただくよう考えておりますので、本日、議案として御同意方、御提

案を申し上げた次第でございます。

石川泰一氏の履歴につきましては、お手元の資料のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

何とぞ、慎重御審議をいただきまして、御同意方いただきますようお願いを申し上げます、説明にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

○これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

○これより議案第九十一号について採決いたします。

○お諮りいたします。

○本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十一号は、原案のとおり同意されました。

○議長（仲村清信君）

○議長（仲村清信君） 日程第三十 議案第九十二号 固定資産税等の改定率抑制に関する意見書を議題といたします。

○本案について、提案理由の説明を求めます。

○八番（林田武君） 御指名をいただきましたので、議案第九十二号 固定資産税等の改定率抑制に関する意見書につきまして、提案の説明をさせていただきます。

平本意見書につきましては、先ほど採択されました陳情第二十五号に伴う意見書の提出案であります。御承知のとおり、自治省では、三年ごとの固定資産の評価替えを来年度に行おうとしております。陳情の内

容にもありますように、この評価期間は昭和六十一年七月から平成元年七月までの三年間であり、この三年間は地上げ行為が最も激しかった時期であり、東京の地価の公示価格は全用途平均で二・四倍の上昇となっており、もしこの上昇率がそのまま評価額に反映されることになると、市民生活や中小企業者の経営を圧迫することになり、とても容認できることではありません。ぜひとも我が議会におきましても、お手元に御配付の内容の固定資産税等改定率抑制に関する意見書を各関係機関に提出すべきであると、御提案申し上げる次第です。

よろしく御審議を賜り原案どおり御可決の上、関係機関に提出いただきたくお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第九十二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十二号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第三十一 議案第九十三号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（八番 林田 武君登壇）

○八番（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第九十三号 義務教育費国庫負担制度の堅持に

関する意見書につきまして、提案の説明をさせていただきます。

本意見書につきましては、先ほど採択されました陳情第二一六号、陳情第二一七号に伴う意見書の提出案であります。当議会では、昭和六十三年三月、同九月、平成元年九月定例会において、同趣旨の意見を全会一致で可決し、関係行政機関に提出したことは御承知のとおりであります。したがって、議員各位には、陳情の内容を十分に御理解いただいているものと思っております。昭和二十七年に制定されました義務教育に必要とする経費は、国が負担することは当然のことである、お手元に御配付の内容の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を各関係機関に提出すべきであると御提案申し上げた次第でございます。

よろしく御審議を賜り原案どおり御可決の上、関係機関に提出していただきたくお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第九十三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十三号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第三十二 閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務及び厚生委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が十一件ありました。

本十一件については、いずれも委員会において起立により継続審査となっておりますので、起立により

